

○ 村山市通学路安全推進協議会設置要綱

(平成27年2月19日村山市教育委員会告示第2号)

(設置)

第1条 この要綱は、「通学路の安全確保に向けた着実かつ効果的な取組の推進について」(文部科学省、国土交通省、警察庁通知。)に基づき、市内の通学路について、児童及び生徒がより安心して通学が行えるよう、通学路の安全対策を推進するため、村山市通学路安全推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 通学路の安全対策に関すること。
- (2) 通学路に関する要望等の処理に関すること。
- (3) その他通学路の安全確保に関する必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会の委員(以下「委員」という。)は、10人以内をもって組織する。

2 協議会は、次に掲げる機関の代表者又は代表者から委任を受けた者で組織し、委員は村山市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が委嘱又は任命する。

- (1) 国土交通省東北地方整備局山形河川国道事務所尾花沢国道維持出張所
- (2) 山形県村山総合支庁北村山道路計画課
- (3) 山形県村山警察署交通課
- (4) 山形県村山警察署生活安全課
- (5) 村山地区交通安全協会
- (6) 村山市小・中校長会
- (7) 村山市PTA連合会
- (8) 村山市市民環境課
- (9) 村山市建設課
- (10) その他教育委員会が特に必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じたときの補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第5条 協議会には、会を代表する会長及び副会長を各1名置く。

- 2 会長は、村山市小・中校長会の代表者が務め、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、村山市PTA連合会の代表者が務め、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 会長は、必要と認めたときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。
- 3 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。ただし、各機関の委員より委任を受けた者は、代理して出席することができる。
- 4 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 5 協議会の委員報酬は支給しない。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、村山市教育委員会学校教育課に置き、庶務を処理する。

- 2 協議会の所掌事項を進める上で、協議会の構成団体の中から選抜された者で事務局会を構成し、事業の遂行に当たる。事務局会は、学校教育課長が必要に応じて招集する。
- 3 事務局会の基本構成団体は、北村山道路計画課、村山警察署交通課、同生活安全課、村山市市民環境課、同建設課とする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成27年2月19日から施行する。
- 2 平成30年9月1日一部改正。

(経過措置)

- 2 第6条第1項の規定にかかわらず、この要綱の施行の日以後最初に開かれる会議は、教育委員会が招集する。